

北海道新冠町「地域おこし協力隊・農業支援員」募集要項

新冠町では、新規就農などの担い手づくりや農業（農家）における労働力の補完と合わせて、地域活動を支える人材を確保することにより、農業振興と地域活性化をめざすとともに、農業で自立をめざす方を支援します。

《町が求めるもの》

- 将来、町内での新規就農、定住をめざす人材
- 不足している農家の労働力を補完する人材
- 地域（自治会）活動へ積極的に参加する人材

《町が行う支援》

- 新規就農（独立就農又は雇用就農）をめざす方への支援
 - ・ステップ1：農業体験機会の提供
 - ・ステップ2：新規就農候補者として実践機会の提供
 - ・ステップ3：新規就農に向けた情報提供、相談対応、各種制度等の紹介・斡旋など

このため次のとおり「新冠町地域おこし協力隊・農業支援員」を募集します。

この活動を通して、農業技術や経営ノウハウなどを習得していただき、期間終了後は農業で自立し、定住されることを期待しています。

平成23年から平成30年までに8名の農業支援員を採用し、現在1名は研修生として農業体験及び就農候補者として活動中で、7名の卒業生のうち、6名の独立就農者と1名の雇用就農者が新冠町で活躍しています。

1. 募集人数 2名

2. 募集対象

平成31年4月1日現在で25歳以上概ね40歳以下の妻帯者の方で、次のいずれにも該当する人が対象となります。

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住しており、採用後新冠町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる者。

※その他の地域にお住まいの方はご相談下さい。

- (2) 居住することとなる集落になじむ意思があり、住民と共に地域活動にとり組む意欲のある者。
- (3) 農業に精通、もしくは興味があり、就農（独立就農又は雇用就農）をめざす方で、期間終了後に新冠町に定住する意欲のある者。
- (4) 普通自動車免許（MT）及び自家用車を持っている者。
（平成31年4月1日現在で自家用車を所有できる方を含む）
- (5) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる者。

3. 業務・活動内容

- (1) 農業支援員（農業ヘルパー）として、労働力が不足している各種農家の農作業等に従事する。
主に夏季はピーマンの収穫作業、冬季は酪農、肉用牛の牛舎清掃作業等に従事し、受入農家へは3～5日単位のローテーションで巡回する。
- (2) 居住する集落の一員として地域活動（自治会活動）に参加する。

4. 身分・任期

- (1) 身分は、「新冠町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱する。（雇用契約は結びません）
- (2) 平成31年4月1日～平成32年3月31日まで
ただし、業務・活動状況等の評価を行い、最長3年まで任期を延長することができる。（平成34年3月31日まで）

5. 居住地・住居

町内太陽地区の農業支援員専用住宅及び民間住宅に入居していただきます。

6. 勤務日及び勤務時間

- (1) 1日8時間、週40時間を原則とする。
- (2) 始業・終業時刻及び休日（週2日）は、業務ローテーションにより変動します。

7. 待遇・福利厚生等

- (1) 報償費 月額167,000円
扶養者加算 配偶者 月額 13,000円
扶養者 月額 6,500円/1名
- (2) 住宅補助 月額 30,000円（実費相当額）
- (3) 車借上料 月額 30,000円
- (4) 通信費 月額 5,000円（モバイル通信端末）
- (5) 研修費用補助 農業大学校等での各種研修費用・大型特殊免許等の取得費用等を補助
- (6) 年次休暇 10日
- (7) その他 作業服、防寒着、長靴、軍手などを支給

※雇用保険には加入しません。また、健康保険料及び年金保険料は各自負担となります。

8. 応募手続等

(1) 募集期間

平成30年6月1日から平成30年11月30日まで

(2) 提出書類

新冠町「地域おこし協力隊・農業支援員」応募用紙

(3) 受付場所

〒059-2492 北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2

新冠町産業課農政グループ

TEL0146-47-2183 FAX0146-47-2496

E-mail : nousei@niikappu.jp

9. 選考

(1) 第1次選考

書類選考の上、結果を平成30年12月上旬までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に、新冠町において面接試験を実施します。

日時等は、第1次審査結果に合わせて通知します。

なお、第2次選考試験のために必要な交通費等は個人負担となります。

10. 最終選考結果の報告

最終選考の結果を、平成31年1月中旬を目途に文書通知します。

11. その他

(1) 募集に関する質問は、質問書により、郵送、ファックス、メールで受け付けます。

(2) 質問に対する回答は、メール又はファックスで回答します。